

2020年5月29日

各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社
代表取締役社長 長澤 仁志

当社と郵船ロジスティクス株式会社との簡易吸収分割に関する事項
(会社法第782条に基づく合併書類の備置き、公示)

当社と郵船ロジスティクス株式会社(以下、「YLK」といいます。)は、2020年7月1日を効力発生の予定日として、当社を吸収分割会社、YLKを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)に係る吸収分割契約を4月30日付で締結しました。

本吸収分割について、会社法第782条及び会社法施行規則第183条の定めにより、下記の書類を備え置くことといたします。

記

1. 会社分割契約書

別紙1記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する説明

当社は、本吸収分割に際して、承継会社から株式その他の資産の対価の交付を受けません。また、承継会社において、資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割に係る剰余金の配当等に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. YLKの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

なお、YLKの本店につきまして、2020年5月7日より東京都品川区東品川4丁目12番4号に移転しております。

6. YLK の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

7. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

8. 吸収分割が効力を生じる日以後における分割会社（当社）の債務及び承継会社（YLK）の債務（分割会社が分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項について
本吸収分割が連結業績に及ぼす影響は軽微であり、債務の履行に支障となる要因はございません。

以上



吸収分割契約書

日本郵船株式会社（以下「甲」という）と郵船ロジスティクス株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割会社・吸収分割承継会社の商号・住所）

本契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」という）における吸収分割株式会社及び吸収分割承継株式会社並びにそれらの商号及び住所は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 吸収分割株式会社

甲 商 号 日本郵船株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル

(2) 吸収分割承継株式会社

乙 商 号 郵船ロジスティクス株式会社

住 所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 住友不動産芝公園タワー

第2条（吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙は、本件分割により、甲から、甲が有する以下の株式を承継する。

横浜共立倉庫株式会社 普通株式 4,806,687株

2. 乙は、前項に定めるほか、本件分割に際して、甲から、資産、債務、雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第3条（吸収分割に際して対価として交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して、株式その他の金銭等の交付を行わない。

第4条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2020年7月1日とする。但し、本件分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、会社法 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

第 7 条（吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除）

本件効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙で協議の上、本件分割の条件を変更し、本件分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第 9 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲と乙の間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が、記名押印の上、各1通を保有する。

2020年4月30日

甲： 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル
日本郵船株式会社
代表取締役社長
長澤 仁志



乙： 東京都港区芝公園二丁目11番1号 住友不動産芝公園タワー
郵船ロジスティクス株式会社
代表取締役社長
神山 高



第66期

計 算 書 類

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	25,872	流動負債	24,405
現金及び預金	224	営業未払金	10,356
営業未収入金	18,000	短期借入金	5,847
貯蔵品	53	未払金	1,116
前払費用	471	未払費用	241
短期貸付金	497	未払法人税等	308
C M S 預け金	5,540	預り金	93
その他の	1,387	C M S 預り金	5,083
貸倒引当金	△ 300	賞与引当金	1,136
		役員賞与引当金	19
		債務保証損失引当金	52
		その他	154
固定資産	36,780	固定負債	19,870
有形固定資産	5,365	長期借入金	14,703
建物	2,104	退職給付引当金	2,595
構築物	39	債務保証損失引当金	1,257
車輛運搬具	8	関係会社事業損失引当金	646
工具、器具及び備品	298	繰延税金負債	580
土地	2,916	その他	89
無形固定資産	806	負債合計	44,275
ソフトウェア	341	(純 資 産 の 部)	
その他	465	株主資本	18,267
		資本金	4,301
		資本剰余金	5,591
		資本準備金	4,744
		その他資本剰余金	847
		利益剰余金	8,375
		利益準備金	337
		その他利益剰余金	8,038
		別途積立金	15,500
		繰越利益剰余金	△ 7,462
		自己株式	-
		評価・換算差額等	110
		その他有価証券評価差額金	110
		純資産合計	18,377
資産合計	62,652	負債純資産合計	62,652

(注)記載金額は、表示単位未満を四捨五入表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		80,378
営 業 原 価		62,231
営 業 総 利 益		18,147
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,587
営 業 利 益		1,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,066	
そ の 他	575	1,641
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	168	
そ の 他	14	182
経 常 利 益		3,019
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	56	61
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	88	
会 員 権 評 価 損	14	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	300	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,257	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	646	2,317
税 引 前 当 期 純 利 益		763
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	508	
法 人 税 等 調 整 額	58	566
当 期 純 利 益		197

(注)記載金額は、表示単位未満を四捨五入表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,301	4,744	68	337	15,500	△ 7,496	△ 74	17,380	
当期変動額									
剰余金の配当						△ 163		△ 163	
当期純利益						197		197	
吸収分割による増減			779				74	853	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	779	-	-	34	74	887	
当期末残高	4,301	4,744	847	337	15,500	△ 7,462	-	18,267	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	265	265	17,645
当期変動額			
剰余金の配当			△ 163
当期純利益			197
吸収分割による増減			853
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 155	△ 155	△ 155
当期変動額合計	△ 155	△ 155	732
当期末残高	110	110	18,377

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- イ. 関係会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。
 - ロ. その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブの評価方法 …… 時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) …… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～40年 |
| 構築物 | 3～50年 |
| 車輛運搬具 | 4～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) …… 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
|-------------|----|

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …… 役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 債務保証損失引当金 …… 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財務状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金 …… 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額、貸付金額並びに債務保証に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の処理

- ① ヘッジ会計の方法 …… 当社がヘッジ手段として用いる為替予約は振当処理の適用要件を充たしておりますので振当処理を、金利スワップは特例処理の適用要件を充たしておりますので特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ……
- | | |
|--------|----------|
| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
| 為替予約 | 貸付金及び借入金 |
| 金利スワップ | 借入金 |
- ③ ヘッジ方針 …… 当社の内部規則に従い、当社は為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、金利変動のリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。また、信用リスクを回避するため、高格付けを有する金融機関とのみ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… 為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 7,062 百万円

(2) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対して、次の通り債務保証を行っております。
なお、下記の金額は、保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

Yusen Logistics (Europe) B.V.	4,504 百万円
Yusen Logistics (UK) Ltd.	4,314 百万円
Yusen Logistics (Americas) Inc.	3,756 百万円
Yusen Logistics (Benelux) B.V.	1,534 百万円
Yusen Logistics (Mexico), S.A. de C.V.	977 百万円
Yusen Logistics (Italy) S.P.A.	907 百万円
Yusen Logistics (Deutschland) GmbH	907 百万円
Yusen Logistics (India) Private Limited	875 百万円
Yusen Logistics (France) S.A.S.	688 百万円
その他	1,112 百万円
合計	19,574 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,144 百万円
長期金銭債権	2,971 百万円
短期金銭債務	16,912 百万円
長期金銭債務	1,794 百万円

(4) 役員に対する金銭債務

短期金銭債務	32 百万円
長期金銭債務	85 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	7,145 百万円
営業費用	14,345 百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,163 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,221 千株	－ 千株	－ 千株	42,221 千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	54 千株	－ 千株	54 千株	－ 千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少54千株は、吸収分割による吸収分割会社に対する自己株式の交付によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	56百万円	2020年3月31日	2020年6月29日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用等であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュマネジメントを利用した預け金等に限定し、また、資金調達についてはキャッシュマネジメントシステムと銀行借入によることを基本方針としております。

デリバティブは、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はございません。

営業債権である営業未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

貸付金は主に関係会社に対するものであります。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。

長期借入金には主に設備投資等に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての貸付金や借入金、営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた内部規則に従って行っており、デリバティブの利用にあたっては、取引相手の倒産等によって契約不履行となることで被る損失に係る信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関のみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	224	224	—
(2) 営業未収入金	18,000	18,000	—
(3) 短期貸付金 (*1)	300		
貸倒引当金 (*2)	△ 300		
	0	0	—
(4) CMS 預け金	5,540	5,540	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	493	493	—
(6) 長期貸付金 (*1)	3,170	3,243	73
資産計	27,427	27,500	73
(1) 営業未払金	10,356	10,356	—
(2) 短期借入金 (*3)	4,033	4,033	—
(3) 未払金	1,116	1,116	—
(4) CMS 預り金	5,083	5,083	—
(5) 長期借入金 (*3)	16,517	16,752	235
負債計	37,105	37,340	235
デリバティブ取引 (*4)	48	48	—

(*1) 1年以内回収予定の長期貸付金は、(3)短期貸付金には含めておらず、(6)長期貸付金に含めております。

(*2) 短期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金には含めておらず(5)長期借入金に含めております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)営業未収入金、(3)短期貸付金、並びに(4)CMS預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券
これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

(6)長期貸付金
長期貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) CMS 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金
長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
(*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

デリバティブ取引
これらの時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

当事業年度	
関係会社株式	23,622 百万円
非上場株式 (*1)	204 百万円
合計	23,826 百万円

(*1) 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本郵船㈱	(被所有) 直接100.00%	資金の移動	資金の移動	3,508	CMS預け金	3,700
				利息の受取	2		
			資金の借入	資金の借入	—	長期借入金	1,000
				利息の支払	6	その他流動負債 (未払利息)	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の移動については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供しておりません。
取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供しておりません。

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	郵船トラベル㈱	直接100.00%	役員の兼任	資金の移動	2,031	CMS預り金	2,175
				利息の支払	3		
子会社	㈱トランスコンテナ	直接53.88%	役員の兼任	資金の移動	772	CMS預り金	754
				利息の支払	1		
子会社	郵船ロジリンク㈱	直接100.00%	役員の兼任 代理店契約 の締結	資金の移動	1,840	CMS預け金	1,796
				利息の受取	6		
				関税等の 支払等	33,185	営業未払金	1,502
子会社	Yusen Logistics (Americas) Inc.	直接51.00%	役員の兼任 代理店契約 の締結 債務保証等	着払運賃 の回収等	6,284	営業未収入金	731
				着払運賃 の支払等	6,138	営業未払金	714
				債務保証等	3,756	—	—
子会社	Yusen Logistics (Hong Kong) Limited	直接100.00%	役員の兼任	着払運賃 の支払等	2,658	営業未払金	712
				資金の返済	1,472	短期貸付金	—
				利息の支払	10	その他流動負債 (未払利息)	—
子会社	Yusen Logistics (China) Co., Ltd.	直接51.00%	役員の兼任	着払運賃 の支払等	6,013	営業未払金	831
				資金の貸付	1,267	長期貸付金	1,267
子会社	Yusen Logistics (Europe) B. V.	直接64.48%	役員の兼任 債務保証等	利息の受取	0	その他流動資産 (未収利息)	0
				債務保証等	4,504	—	—
				—	—	短期貸付金	142
子会社	Yusen Real Estate(Hai Phong) Co., Ltd.	間接100.00%	役員の兼任	—	—	長期貸付金	555
				利息の受取	27	その他流動資産 (未収利息)	3
				—	—	短期貸付金	55
子会社	Yusen Logistics (Vietnam) Co., Ltd.	間接99.00%	役員の兼任	資金の貸付	800	長期貸付金	1,148
				利息の受取	21	その他流動資産 (未収利息)	7

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Yusen Logistics (Taiwan) Ltd.	直接61.90% 間接38.10%	役員兼任	資金の借入	1,460	短期借入金	1,460
				利息の支払	1	その他流動負債 (未払利息)	1
子会社	PT. Yusen Logistics Indonesia	直接21.26% 間接58.74%	役員兼任	資金の借入	794	長期借入金	794
				利息の支払	6	その他流動負債 (未払利息)	6
子会社	Yusen Logistics (Thailand) Co., Ltd.	直接78.59% 間接21.41%	役員兼任	資金の借入	3,837	短期借入金	3,837
				利息の支払	15	その他流動負債 (未払利息)	11
子会社	Yusen Logistics (UK) Ltd.	間接100.00%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	4,314	—	—
子会社	Yusen Logistics (Benelux) B.V.	間接100.00%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	1,534	—	—
子会社	Yusen Logistics (Australia) Pty.Ltd.	直接32.04% 間接18.93%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	1,257	—	—
子会社	Yusen Logistics (Mexico), S.A. de C.V.	直接93.08% 間接6.92%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	977	—	—
子会社	Yusen Logistics (Italy) S.P.A.	間接100.00%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	907	—	—
子会社	Yusen Logistics (Deutschland) GmbH	間接100.00%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	907	—	—
子会社	Yusen Logistics (India) Private Limited	直接31.53% 間接19.47%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	875	—	—
子会社	Yusen Logistics (France) S.A.S.	間接100.00%	役員兼任 債務保証等	債務保証等	688	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の移動については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供していません。
取引金額は期中の平均残高を記載しております。
当該子会社の他に、国内子会社10社について同様の取引を行っております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は受け入れていません。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供していません。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。
- (注5) 子会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。
また、当事業年度において、Yusen Logistics (Australia) Pty.Ltd.に対する債務保証に係る債務保証損失引当金繰入額1,257百万円及び債務保証損失引当金1,257百万円を計上し、当該子会社の債務超過額に対し関係会社事業損失引当金繰入額646百万円及び関係会社事業損失引当金646百万円を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 435円 25銭
(2) 1株当たり当期純利益 4円 69銭

9. その他の注記

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループの営業収益、営業利益の減少等の影響が生じると予測しております。その影響について、各国の同感染症拡大に対する抑制措置や経済政策の動向等を踏まえて、2020年4月から6月までを最悪期と捉え、その後緩やかに回復していくという想定のもと、現時点で織り込める要素を加味して、業績見通しを策定しております。この業績見通しに基づき、関係会社株式の評価等の会計上の見積りを行っております。

第66期

附 属 明 細 書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

(目 次)

ページ

(計算書類に係る附属明細書)

1.	有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2.	引当金の明細	2
3.	販売費及び一般管理費の明細	3

- (注) 1. 本附属明細書記載の金額は、別段の記載ある場合を除き表示単位未満を四捨五入表示しております。
2. 金額欄中、ゼロは表示単位未満を四捨五入したことにより金額表示がないことを示し、(－)は該当事項がないことを示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	2,127	246	8	261	2,104	5,750	7,854
	構築物	44	1	0	6	39	268	307
	車輜運搬具	5	8	-	5	8	24	32
	工具、器具及び備品	322	116	4	136	298	1,020	1,318
	土地	2,916	-	-	-	2,916	-	2,916
	計	5,414	371	12	408	5,365	7,062	12,427
無形固定資産	ソフトウェア	444	66	1	168	341		
	ソフトウェア仮勘定	2	4	6	-	-		
	その他	533	-	-	68	465		
	計	979	70	7	236	806		

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 増加： 本社事務所移転原状回復費 資産除去債務計上に伴う固定資産計上額 83 百万円

増加： 成田ロジスティクスセンター 空調設備更新 83 百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	299	335	323	311
賞 与 引 当 金	1,303	1,136	1,303	1,136
役 員 賞 与 引 当 金	60	19	60	19
退 職 給 付 引 当 金	2,507	533	445	2,595
債 務 保 証 損 失 引 当 金	108	1,257	56	1,309
関係会社事業損失引当金	-	646	-	646

(注) 引当金の計上理由及び算定方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
1 役員報酬	117	
2 給料及び賞与	7,024	
3 賞与引当金繰入額	976	
4 役員賞与引当金繰入額	(1)	
5 退職給付費用	493	
6 福利厚生費	1,952	
7 業務委託費	1,227	
8 販売手数料	1,713	
9 広告宣伝費	24	
10 賃借料	691	
11 減価償却費	453	
12 その他	1,918	
合計	16,587	

事業報告

(第66期)

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の現況に関する事項

当期におけるわが国経済は、2019年7－9月期に実質GDP成長率が前期比ゼロ成長を示し、その後の消費税増税や新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、日本経済の下期は2四半期連続でマイナス成長が続くことも予想されており、東日本大震災以来のマイナス成長に落ち込むことが懸念されています。

一方、世界経済においては、米国の回復傾向が継続し世界経済を牽引してきましたが、米中貿易摩擦による中国経済の減速や、新型コロナウイルスのパンデミックによる生産活動の停滞で経済の下押し要素が多発し、予断を許さない局面が続きました。

このような状況下、当社グループの貨物取扱量も下期以降は減少傾向を示し、航空輸送および海上輸送の両事業は取扱量が前年同月を割り込む状況が続き、大変厳しい市場環境のもとに置かれました。コントラクトロジスティクス事業は、アジア地域で米中貿易摩擦の影響を受けたものの、欧米における需要を背景として総じて堅調に推移しました。第4四半期に入ると、事業環境に大きな影響を及ぼす外的要因（新型コロナウイルスのパンデミック等）が発生したことから、先行き不透明感が増す状況が続きました。

当社は2019年4月に設立したグローバル本社組織のもと、新たな市場開発に取り組むべく、利用運送事業とコントラクトロジスティクスを融合させ、顧客のサプライチェーン全体を俯瞰して陸海空にわたる各事業や、日本を含めた世界の拠点とデジタルイゼーションを生かした改善提案により、顧客ニーズに応えるSupply Chain Solution事業を立ち上げました。2019年度第4四半期は、物流業界にとっても経験したことのない外的環境が続きましたが、将来を見据えたうえで、新規事業や成長に資する変革にも着実に取り組んでおります。

なお、部門別の取扱実績は次のとおりであります。

日本	第65期 (2018年度)	第66期 (2019年度)	前期比 (%)
海上輸出 取扱量 (TEU)	131,316	123,489	94.0
海上輸入 取扱件数 (件)	75,858	77,223	101.8
航空輸出 取扱重量 (トン)	129,147	112,858	87.4
航空輸入 取扱件数 (件)	195,727	177,566	90.7

以上の結果、営業収益は80,378百万円（前期比10.0%減）、営業利益は1,560百万円（前期は422百万円の営業損失）、経常利益は3,019百万円（前期比227.7%増）、当期純利益197百万円（前期比478.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期において、当社は運転資金として長期借入金 958 百万円を調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項目	第 63 期 (2016 年度)	第 64 期 (2017 年度)	第 65 期 (2018 年度)	第 66 期 (2019 年度)
営業収益 (百万円)	70,943	76,518	89,353	80,378
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,179	△69	921	3,019
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△5,480	△508	34	197
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△129 円 96 銭	△12 円 5 銭	0 円 81 銭	4 円 69 銭
総資産 (百万円)	57,352	58,446	59,005	62,652
純資産 (百万円)	18,879	17,696	17,645	18,377
1 株当たり純資産	447 円 70 銭	419 円 68 銭	418 円 45 銭	435 円 25 銭

(注) 1. 営業収益には消費税は含まれていません。

2. 1 株あたり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	親会社が有する当社の議決権数および議決権比率	主要な事業内容	取引内容
日本郵船株式会社	144,319 百万円	422,208 個 (100.00%)	海上運送業	当社は業務の一部として親会社社用品に係る航空貨物を取り扱い、また当社取扱海上貨物の一部運送を親会社に委託しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
Yusen Logistics (Americas) Inc.	US\$ 70,976,300	51.00%	地域統括会社 航空運送代理店業 貨物利用運送事業 倉庫業、通関業
Yusen Logistics (Europe) B. V.	EUR 51,493,000	64.48%	地域統括会社
Yusen Logistics Global Management Limited	HK\$ 11,000,000	100.00%	GHQ機能
Yusen Logistics (SAO Region) Co., Ltd.	THB 10,000,000	0.00% (持分比率 70.73%)	地域統括会社

③ 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社との間で資金の移動（預入れ）および借入を行っていますが、預入金利及び借入金利については市場金利を考慮して利率を決定するとともに、親会社から一定の独立性が確保された取締役会が、市場動向その他取引に関わる事情を総合的に勘案して取引の可否を判断しており、当該取引は当社利益を害さないことを確認しています。なお、取締役会の判断は社外取締役の意見と同じであり、特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① Transform2025（4つの基本戦略）の実践

2017年度に制定したグループ経営理念のVision・Mission・Valueに掲げるMission(私たちの使命)の認識を深めるため、Transformの日(「TFの日」)を設けて従業員への浸透を進めてまいりました。このMissionを達成するために当期は、「4つの基本戦略」(Global Unity、Insight Focus、Service Quality、Sustainable Growth)の当社の具体的な取り組み例を全社で情報共有して理解の促進に努めました。今後の課題として、Mission達成に向けた実践活動と成果を得る取り組みにグループを挙げて注力してまいります。

② 新「中期経営計画」の推進

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、サプライチェーンの寸断が懸念される状況にあります。将来にわたるお客様の生産拠点の見直し等にもなうサプライチェーンの変化に対し、Insightを働かせて機敏に 대응してまいります。デジタルトランスフォーメーションへの対応も進めることにより効率化を促進し、ハード(拠点)とソフト(人材や情報)のネットワークの充実と、高品質で競争力のあるソリューションの提供で顧客ニーズに 대응してまいります。

前述したTransform2025のフェーズ2にあたる新「中期経営計画」(2020年度～2022年度)では、当初のロードマップとの進捗状況の比較や現下の経営環境を踏まえた見直しを行いました。以下に掲げる二つの戦略の柱を軸に、その戦略の実行の基盤となるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ってまいります。

【戦略の柱1： 基盤強化】

業務プロセスの改善による業務効率化や販売費及び一般管理費の低減、適切な販売価格の設定や付帯収益の向上を推進し、営業収益の拡大を通じて収益性(営業利益の改善)の向上を図ります。

【戦略の柱2： Key Account Management (以下、KAM戦略)】

サプライチェーン・ロジスティクス企業への進化を目指して、お客様の戦略的なパートナーと位置づけていただくために、当社が設定するKey Account(当社グループ全体で注力していく顧客)に徹底して寄り添い、最適なソリューションを提供し、効率的な営業収益の増大を目指します。また、当社の蓄積したノウハウや経営リソースをフル活用して次のKey Accountとなる顧客層の拡大を図り、成長戦略を推し進めます。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

②の新「中期経営計画」における事業戦略の業務執行を円滑に進めるためには、グループ全体のリスクマネジメント、遵法意識の向上、グループ子会社の経営管理を含めたグループ内部統制の更なる充実と強化が欠かせません。特に、多くの子会社を抱える当社グループの内部監査体制の更なる充実は取り組まなければならない重要課題の一つであり、株主の理解を得ながら当社の企業集団としてのガバナンス体制の強化を推進する所存です。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

各国航空船舶会社の代理店、貨物利用運送事業、国際複合一貫輸送事業
およびその代理店業、通関業、倉庫業

(8) 主要な本部・拠点等 (2020年3月31日現在)

当社本社 東京都港区
主要拠点 東日本第一営業本部 (東京都港区)
東日本第二営業本部 (東京都港区)
中日本営業本部 (愛知県名古屋市)
西日本営業本部 (大阪府大阪市)

(9) 当社使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数 (人)	前期末比増減 (人)	平均年齢	平均勤続年数
1,186	+9	38.1 歳	12.0 年

(注) 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでいます) を記載しています。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (注)	4,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,105 百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする11社によるものです。

(11) その他当社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	160,000,000 株
② 発行済株式の総数	42,220,800 株
③ 株主数	1 名
④ 全株主名簿	
・ 日本郵船株式会社	42,220,800 株 (失念株 40 株を含む)

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役および監査等委員の様況 (2020年3月31日現在)

<u>氏名</u>	<u>地位</u>	<u>担当および重要な兼職の様況</u>
水島 健二	代表取締役社長	Chief Executive Officer (CEO) Internal Audit Group, Quality & Performance Improvement Group
神山 亨	代表取締役	Chief Operating Officer (COO) Air Freight Forwarding Group, Contract Logistics & Transport Group, Supply Chain Solutions Group, Process Management Group (重要な兼職) ・日本郵船株式会社 経営委員
上田 康彦	取締役	Chief Human Resource Officer (CHRO) Human Resources Group
齋藤 英郎	取締役	Chief Financial Officer (CFO) Corporate Development Group, Strategic Investment Group
太中 稔	取締役	非常勤 (重要な兼職) ・日本郵船株式会社 グループ経営推進グループ長 ・株式会社 NYK Business Systems 取締役 (非常勤)

近藤 操 取締役
常勤監査等委員

(重要な兼職)

- ・ 郵船トラベル株式会社 監査役
- ・ 株式会社トランスコンテナ 監査役
- ・ 菱和ダイヤモンド航空サービス株式会社 監査役

戸田 博史 取締役
監査等委員 非常勤 (社外取締役)

(重要な兼職)

- ・ ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア株式会社 シニアアドバイザー
- ・ リバーホールディングス株式会社 社外取締役

宮内 孝久 取締役
監査等委員 非常勤 (社外取締役)

(重要な兼職)

- ・ 神田外語大学 学長
- ・ 学校法人佐野学園 理事
- ・ 国連 UNHCR 協会 理事
- ・ 横浜市教育委員会 委員

② 当事業年度中の取締役および監査等委員の異動は次のとおりです。

2019年6月25日開催の第65期定時株主総会決議に基づき、監査等委員でない取締役に水島健二氏、神山亨氏、上田康彦氏、太中稔氏が再任され、新たに齋藤英郎氏が選任され、それぞれ就任しています。また、新たに監査等委員である取締役に近藤操氏が選任され、就任しています。

なお、監査等委員でない取締役木村敏行氏、監査等委員である取締役二見昭夫氏の2名は同総会終結の時をもって退任しました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、定款第23条第2項により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限定額は、1,500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としています。

また、当社は、第64期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款の附則に定めています。

④ 取締役および監査等委員の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く）	5名	119百万円
（うち社外取締役）	(0名)	(0百万円)
取締役（監査等委員）	4名	47百万円
（うち社外取締役）	(2名)	(19百万円)
合計	9名	166百万円
（うち社外役員）	(2名)	(19百万円)

※上記支給額には、役員賞与（取締役26百万円、監査等委員4百万円）が含まれています。

⑤ 当該事業年度に支払った役員退職慰労金

2018年6月26日開催の第64期定時株主総会において、「退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」が決議され、退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりです。

- ・取締役4名に対し105百万円

⑥ 監査等委員に関する事項

- (i) 監査等委員会設置会社として、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会は、近藤操氏を常勤の監査等委員としています。
- (ii) 取締役（監査等委員）戸田博史氏および宮内孝久氏は社外取締役です。
- (iii) 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また決裁稟議書ならびに重要な会議の議事録等の閲覧を通じ、経営の意思決定過程及び内部統制システムの運用状況の確認を行っています。さらに常勤監査等委員を中心にその他の重要な会議にも出席し、業務、会計の状況調査、取締役の業務執行の状況を確認しています。
- (iv) 監査等委員は、会計監査人との連携を密に行うために会合を開催し、監査方針、監査計画の確認、会計監査の実施状況等について意見交換、情報交換を行っています。

⑦ 社外役員に関する事項

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役監査等委員 戸田博史氏は、ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア株式会社 シニアアドバイザー、リバーホールディングス株式会社社外取締役です。
 - ・取締役監査等委員 宮内孝久氏は、神田外語大学学長、学校法人佐野学園理事、国連 UNHCR 協会理事、横浜市教育委員会委員です。
 - ・当社は、ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア株式会社、リバーホールディングス株式会社、神田外語大学、学校法人佐野学園、国連 UNHCR 協会および横浜市教育委員会との間に特別な関係はありません。
- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
 - ・該当する役員はいません。

(iii) 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況等

取締役監査等委員 戸田 博史 当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席
当事業年度開催の監査等委員会 13 回のうち 13 回に出席

取締役監査等委員 宮内 孝久 当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 12 回に出席
当事業年度開催の監査等委員会 13 回のうち 12 回に出席

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	55 百万円

(注)

当社の重要な子会社のうち、Yusen Logistics (Americas) Inc.、Yusen Logistics (Hong Kong) Limited、Yusen Logistics (Singapore) Pte. Ltd. および Yusen Logistics (Europe) B.V. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会によって選定された監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の概要

当社は、「VISION」、「MISSION」、「VALUE」で構成される「グループ経営理念」の実現を目指してコーポレート・ガバナンス基本方針を制定しており、本基本方針に沿ってコンプライアンス活動や内部監査活動と一体的に運営される以下の内部統制システムの整備を鋭意進めています。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

常勤の監査等委員を配置し、監査等委員会の事務は取締役会事務局が補助し、監査等委員の職務遂行は Internal Audit Group がこれを補助します。

② 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

前項の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動や人事評価に関し、監査等委員会の意見を尊重します。監査等委員は、その職務の遂行及び監査等委員会の事務に関し、使用人を直接指示できる体制を整えます。

なお、監査等委員の職務の執行を補助する Internal Audit Group および監査等委員会に関する事務を取り扱う取締役会事務局の使用人の独立性に関し、監査等委員会は取締役会に対し当該事項の整備、改善を要望する権限を有しています。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人等は、その管掌・担当する部門の業務の執行状況を監査等委員会に適宜報告します。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告します。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人等は、監査等委員会の求めに応じて報告します。

当社のコンプライアンス・ヘルプライン規則に基づいてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）は、内部通報制度の運用状況や通報内容を、監査等委員会に定期的に報告します。

④ 当社の子会社の取締役等、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、国内・海外関係会社管理規程に定められた事項の他、当社の監査等委員から報告を求められた事項については、速やかに報告します。当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、本記載第13項に定める運用要領に沿って監査等委員会への情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告します。

⑤ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

通報者が内部通報制度に基づいて不正の目的なく通報したことを理由として、同人に対して不利益な取り扱いを行ってはならない旨を郵船ロジスティクスグループ行動規範およびコンプライアンス・ヘルプライン規則に定めています。

⑥ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会の決議に基づく監査費用の予算をはじめとする同委員会の職務の遂行について、同委員会が必要と認める費用の申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、同委員会からその他の費用の請求があった場合には、監査等委員会規則に基づき速やかに支払います。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

監査等委員会、会計監査人、Internal Audit Group、Core Management Board は、適宜意見交換を行い十分な意思疎通を図ります。当社は、監査等委員会と社長執行役員、Internal Audit Group、グループ会社を主管する部署との連携を図るとともに、情報収集や調査に対しては、選定監査等委員が監査の実施を確保するために留意します。

⑧ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社は、郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則その他の社規程を制定しています。更に、コンプライアンス研修、通関研修その他各種研修による知識の習得および法令遵守意識の徹底を行います。補助者を起用した適切な取締役会運営を実施します。実情に応じた部門間横断組織を設置し、コンプライアンス委員会の定期開催、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定、実行、確認します。定期・随時の内部監査の実施、コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報制度）を適切に整備、運用し、違法行為の早期発見体制の構築に努めます。

⑨ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社の文書管理の基準となる文書管理規則、情報セキュリティ規程、その他社規程を定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理します。

⑩ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社を取り巻く各種リスクは、担当部署毎に関連する業務に係るリスクの把握に努め、コンプライアンス委員会に報告する体制を整え、半期毎に具体的な行動計画を策定し、適切なリスク管理を行います。投資リスクに対しては、投資検討会議においてリスクの分析・評価等の精査を行うとともに投資効果の検証を行います。大規模災害や障害等にもなう会社資産の滅失や事業機会の損失等のリスクに対しては、事業継続計画（BCP）の基本方針を定め、大規模災害等への危機管理体制を構築します。BCPは随時見直しを行い、その実効性を毎年検証し、「事業継続マネジメント会議」に報告した上で改善を行います。

⑪ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社は、取締役会規則、監査等委員会規則、コアマネジメントボード規則および職務権限規程において、権限委譲を含む経営の意思決定権限の基準を定め、効率的かつ迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現する体制を確保します。また、取締役会が実効性を伴った運営がなされているか、年1回の実効性評価を実施し、効率性を含めた運営改善に努めます。

当社は、Legal Groupに「取締役会事務局」を設置し、取締役会に上程される付議・報告事項が、取締役会規則の付議基準に沿って適切になされているか検証するとともに、決議事項を社内伝達するなど、取締役の職務の執行を支援する体制を整えます。

⑫ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則その他の社規程を制定し、コンプライアンス研修、通関研修その他各種研修による知識の習得および意識の徹底を図ります。また、コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報制度）を活用した違法行為の早期発見体制を構築します。コンプライアンス委員会の定期開催、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定、実行、確認や Internal Audit Groupによる定期・随時の内部監査の実施に加え、Legal Groupを設置し、法務相談など使用人に対する随時のコンプライアンス対応を進めます。

⑬ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社および当社グループの業務執行体制の組織は、Global Headquarters (GHQ)、Regional Headquarters (RHQ)、および Operation Company (事業会社) で構成されています。GHQ は、当社グループのグローバル本社として「Business Unit」、「Business Development」、「Business Partner」を設置し、RHQ および事業会社を支援・統括しています。当社グループは、世界を日本、米州、欧州、東アジアおよび南アジア・オセアニアの5つの地域に区分し、各地域の地域本社として Regional Headquarters (RHQ) を設置しています。RHQ は、GHQ が策定するグローバル成長戦略に基づいた地域成長戦略の策定と遂行について責務を負い、所管する事業会社の「Business Unit」、「Business Development」、「Business Partner」を支援、統括します。

取締役会決議により選任された執行役員である Chief Regional Officer (CRO) / 地域総括が RHQ の業務執行に関する重要事項に関し、国内・海外関係会社管理規程に沿って所管する事業会社の統括と管理を行っています。

当社および当社グループのコンプライアンス推進部署として Legal Group を設置しています。当社グループの事業会社は、コンプライアンス担当者を置くとともにコンプライアンス違反が発生した場合は、CRO を経由して当社の CCO に対し報告を行います。

当社の Internal Audit Group は計画的に当社グループ会社に対する内部監査を行い、必要に応じて助言・勧告を行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における主要な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 経営トップを含めた取締役会の取り組み

グループ経営理念を構成する「VISION」、「MISSION」、「VALUE」の浸透や、長期的な経営計画である Transform 2025 の推進を企図して、「Transform の日」と称する従業員との相互対話型集会を適宜開催するなど企業の一体感を醸成し、目指すべき方向性を明確化する施策を実施してきました。また、世界に展開する当社グループの市場や顧客志向の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、内部統制強化の均衡を目指して業務執行機関の大幅な組織改革の準備に着手しています。

② 取締役ならびに取締役会に関わる取り組み状況

- (i) 当社取締役会は、業務執行取締役 4 名、非常勤取締役 1 名、常勤監査等委員 1 名、社外取締役である非常勤監査等委員 2 名の計 8 名で構成し、毎月 1 回の定例開催のほかに、緊急案件がある場合は臨時取締役会を開催（当期は 2 回開催）しています。
- (ii) 取締役会においては、取締役会規則に定める付議基準に沿って、Core Management Board の意思決定や業務執行状況について、社外取締役の視点も交えた自由闊達な議論による審議決議を行い、また報告を受け、業務執行取締役の職務の執行が法令・定款に適合することや効率的な職務遂行が行われていることを確認しています。
- (iii) 取締役会の実効性について、年 1 回アンケート調査による評価実施と議論を行い、更なる実効性の向上に向けて、課題の洗い出しと改善に向けた取り組みを実施しています。また、取締役会事務局を設置し、社外取締役に対する適宜の情報提供や審議案件の事前説明を始めとして、効率的な取締役会運営に努めています。

③ 監査等委員会に関わる取り組み状況

- (i) 当社の監査等委員会は「監査等委員会規則」に基づいて運営されており、常勤者である選定監査等委員（常勤監査等委員）が委員長を務め、他に社外取締役である非常勤監査等委員 2 名の合計 3 名で構成されています。監査等委員会の事務は取締役会事務局が補助し、監査等委員の職務遂行は Internal Audit Group がこれを補助しています。
- (ii) 監査等委員会の補助スタッフの監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該スタッフの人事異動や人事評価に関し、取締役会は監査等委員会の意見を尊重し、監査等委員は、その職務の遂行および監査等委員会の事務に関し、補助使用人に直接指示できる体制を整えています。

- (iii) 当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）、執行役員および使用人は、その管掌・担当する部門の業務の執行状況を監査等委員会に適宜報告しています。監査等委員の職務執行を補助する Internal Audit Group からは、業務執行機関の内部監査結果の報告を受け、グループ全体の監査業務に役立てています。
- (iv) コンプライアンス・ヘルプライン規則に基づいて内部通報に応じる窓口部署は、内部通報制度の運用状況や通報内容を、監査等委員会に適宜報告しています。
- (v) 監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に際し必要となる当期費用を確保するため、監査等委員会の決議に基づき当該費用を代表取締役社長に報告し、必要と認める一定額の予算を確保しました。
- (vi) 常勤監査等委員は Core Management Board に毎回出席し、業務執行状況の情報収集を行うとともに会計監査人、その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する Legal Group をはじめとした複数の関係部署からヒアリングを行い、緊密な連携を保持しました。

④ リスク管理に関わる取り組み状況

- (i) 当社の各部署および海外を含む各グループ会社は、年間を通じて、リスクマネジメント手法（リスクの洗い出し、対応策の策定・実施、評価）に基づき、担当する業務に関わるリスクの把握と管理を行っています。各執行役員は、担当部署における重要リスクの管理状況をコンプライアンス委員会に報告しています。
- (ii) 投資リスクに関しては、投資検討会議において事業機会の創出や損失リスクを様々な角度から精査・検証した上で機関決議を行う体制を採っています。
- (iii) 大規模災害に関しては、従業員の人命第一を基本としたうえで、会社資産の減失・棄損や事業機会の損失等のリスクに関わる「事業継続の基本方針」を定めており、各種行動マニュアルを準備し、代表取締役社長を議長とする事業継続マネジメント会議（BCM 会議）を年2回開催しています。その他、大規模地震や大型台風による風水害への対応模擬訓練、安否確認訓練を通じて危機管理体制の実効性確保に努めています。
- (iv) 新型コロナウイルスのパンデミックに伴い、2020年2月に新型コロナウイルス対策本部を設置し、手洗いの励行、マスクの配布をはじめ海外渡航制限や出勤制限、時差出勤、リモートワークの全社的導入など様々な対策を講じ、感染症の拡大リスクに備えました。

⑤ コンプライアンスに関わる取り組み状況

- (i) コンプライアンス推進規則に基づき、代表取締役社長を委員長、全執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を開催し、グループコンプライアンス推進活動や内部通報制度の運用状況および個別事案の確認等を行いました。
- (ii) 2018年9月に郵船ロジスティクスグループ行動規範を改定し、その周知活動の一環として当社およびグループ会社、全役員・従業員を対象とするeラーニングを実施しました。

- (iii) 2020年1月に従業員向けのコンプライアンス総点検（アンケート調査）を実施し、職場におけるコンプライアンスの浸透度を確認しました。各部署長は自部署のアンケート結果に基づき現況と課題を分析の上、職場のコンプライアンス意識向上のため、従業員との対話の場を設けました。

⑥ 当社グループ内部統制体制に関する取り組み状況

- (i) グループ会社の経営管理については、世界を日本、米州、欧州、東アジアおよび南アジア・オセアニアの5つの地域に区分し、各地域の中核拠点に運営責任者として当社の執行役員を地域総括（Chief Regional Officer <CRO>）として配置しています。各CROは、職務権限規程により委譲された一定の権限に従い迅速な意思決定を行い、国内・海外関係会社管理規程に基づき傘下の個別法人を統轄しています。
- (ii) 従来のYusen Logistics Group Compliance Guidelinesに、グループ経営理念やグループ行動規範および各種方針を織り込み、企業集団の一体感と一貫性を加味したガイドラインに改訂しました。加えて、当社グループ内のコンプライアンス違反緊急報告に関する具体的なガイドラインの整備により、更に実効性の伴う内部統制体制を構築しています。
- (iii) 定期的にExtended Management Meetingを開催し、各地域の経営計画の進捗状況、経営課題と対策を討議し、当社グループ内の統制と管理を行っています。当社グループのコンプライアンス推進組織であるLegal Groupは、各CROに対し傘下の個別法人に配置されたコンプライアンス担当者を集めた地域毎のコンプライアンス担当者会議の開催を要請するとともに陪席し、コンプライアンス意識の啓蒙や各地域に根ざした実践的なコンプライアンス活動を行っています。
- (iv) 前項で示した予防的なコンプライアンス活動に限らず、コンプライアンス違反が発生した場合にはCROを経由して当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）に対し速やかに報告される体制を整えています。
- (v) 加えて、当社のInternal Audit Groupは社長の指揮命令の下、内部監査計画に基づいて当社グループ会社に対する内部監査を実施しており、必要に応じて助言・指導を行っています。監査結果は、直接社長に報告された上で常勤監査等委員にも情報提供されています。

以上

事業報告の附属明細書 (第66期)

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

第 66 期 事業報告の附属明細書

1. 当社役員（取締役）の他の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告 2. 会社の現況（3）会社役員の状態に記載のとおりです。

2. 親会社等との取引に関する事項

事業報告 1. 当社の現況に関する事項（5）重要な親会社及び子会社の状況
③親会社等との取引に関する事項に記載のとおりです。

以上